

最近の母子保健行政の動向



厚生労働省子ども家庭局母子保健課



母子保健関連施策

出産 幼児 妊娠前 妊 乳. 児

母子健康手帳の交付 妊娠に関する普及啓発 妊娠の届出 母子保健法第15条】 母子保健法第 母子保健法第9条】 16

条

妊婦健診(14回分):25'~ 【母子保健法第13条】

母親学級·両親学級:8′~ 【母子保健法第9条】

妊婦への訪問指導:10′~ 【母子保健法第17条】

妊娠高血圧症入院治療費:9'~

妊婦B型肝炎検査・指導:10'~

マタニティマークの配布:19'~

産婦健診(市町村1/2):29'~【母子保健法第13条】

新生児スクリーニング

- •聴覚検査(市町村):19'~【母子保健法第13条】
- •先天性代謝異常等検査(都道府県,指定都市):13'~ 【母子保健法第5条、第13条】

聴覚検査体 制整備(都道 府県):29'~

子育て支援策

- ・保育所・認定こども園等
- 地域子育て支援
- 拠点事業 •里親 •乳児院
- •養子縁組
- ・その他子育て支援策

育児学級:8'~ 【母子保健法第9条】

乳幼児健診

母子保健法第18条】低出生体重児の届出

- •1歳6か月児,3歳児:17'~【母子保健法第12条】
- •乳児健診,乳幼児健診(集団):11•12 (~【母子保健法第13条】

乳児家庭全戸訪問事業(市町村1/3):19'~【児福法第6条の3】

産婦(第17条)、新生児(第11条)、未熟児(第19条)への訪問指導:10'~【母子保健法】 予防接種【予防接種法】

子育て世代包括支援センター(利用者支援事業の活用可)(市町村1/3)27'~【母子保健法第22条(H29.4.1施行)】、開設準備経費29'~

産前・産後サポート事業、産後ケア事業、妊娠・出産包括支援緊急整備事業(修繕費)(市町村1/2):27'~

不妊専門相談センター・女性健康支援センター・健康教育事業(都道府県・指定都市・中核市1/2):8'~

HTLV-1母子感染対策事業(研修等)(都道府県1/2):23'~

妊娠・出産包括支援推進事業(研修等)(都道府県1/2)27'~

不妊治療費の助成 (都道府県・指定都市・中核市1/2):16'~ 子どもの心の診療ネットワーク事業(都道府県1/2):23'~

児童虐待防止医療ネットワーク事業(都道府県・指定都市1/2):24'~

入院助産(都道府県、市、福祉事務所設置町村) 措置等主体・入所先施設の設置主体別に、 市町村1/4、都道府県1/4~1/2) :S23'~【児福法第22条】

未熟児養育費(都道府県1/4、市町村1/4):S33'~【母子保健法第20条】

結核児童療育費(:S34'~)·日用品費等(:S33'~)(都道府県·指定都市·中核市1/2) 【児福法第20条、母子保健法第20条(日用品費等)】

食育等推進事業(食育推進連絡会の設置など):24'~、子どもの事故予防強化事業(関係機関連絡会議費):24'~

(その他)健やか親子21の推進(公募による委託)、指導者養成研修(公募による委託)、調査研究

乳幼児健康診査(1歳6か月児健診・3歳児健診)について

※平成17年度に一般財源化(地方交付税措置)

○ 市町村は、1歳6か月児及び3歳児に対して、健康診査を行う義務があるが、その他の乳幼児に対しても、 必要に応じ、健康診査を実施し、また、健康診査を受けるよう勧奨しなければならない。

〇 根 拠 (母子保健法)

- 第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。
- 1 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- 2 満3歳を超え満4歳に達しない幼児
- 第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

1歳6か月児健診

〇 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 4 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- 9 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ① その他の疾病及び異常の有無
- 〇 受診人数(受診率) 952, 991人(96.5%)

3歳児健診

〇 健診内容

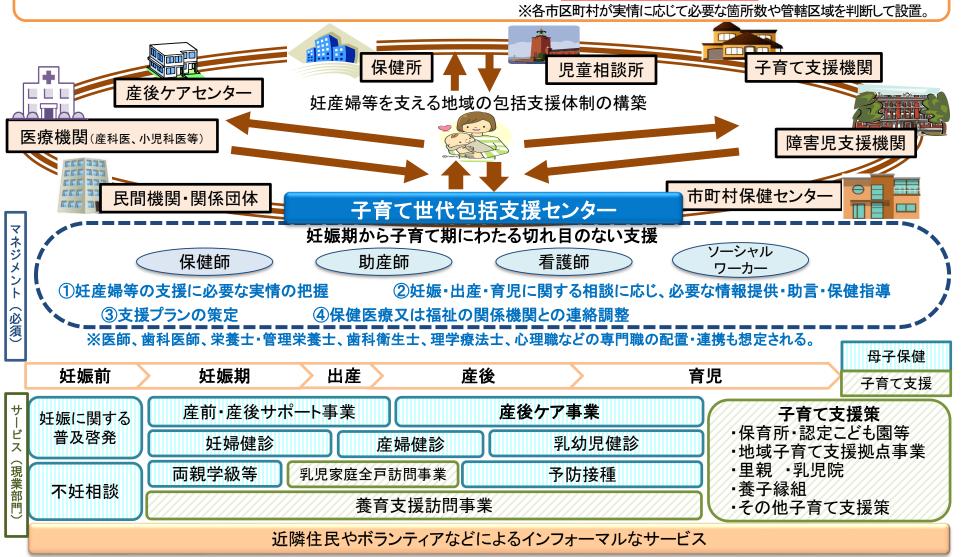
- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 眼の疾病及び異常の有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- 9 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ① 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ③ その他の疾病及び異常の有無
- 〇 受診人数(受診率) 996, 606人(95.9%)



健診内容は、厚生労働省令(母子保健法施行規則)で示す検査項目。 受診人数・受診率:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(平成30年度)による。

子育て世代包括支援センター

- 妊娠期から子育で期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的とするもの
- 〇 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、<u>健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て</u> 支援サービス」を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(2017年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)
 > 実施市町村数 : 1,288市区町村(2,052か所)2020年4月1日現在 > 2020年度末までに全国展開を目指す。



子育て世代包括支援センターのイメージ

〇既存の体制

- ・関係機関は多いが、個別の 対応となっている。
- ・必要な支援が、必ずしも切れ 目なく提供できていない。



〇子育て世代包括支援センターの開始後

- •関係機関の連絡調整
- ・全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、必要な支援を切れ目なく提供。



「健やか親子21」とは

- 〇 関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動計画
- 21世紀の母子保健の取組の方向性と目標や指標を示したもの
- 第1次計画(2001年~2014年)・第2次計画(2015年度~2024年度)

「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現

【基盤課題A】 【重点課題①】 【重点課題②】 【基盤課題B】 【基盤課題C】 学童期・思春期から 子どもの健やかな 切れ目ない妊産婦・ 育てにくさを感じる 妊娠期からの 成人期に向けた 成長を見守り育む 乳幼児への 児童虐待防止対策 親に寄り添う支援 地域づくり 保健対策 保健対策 連携と協働 医療機関 研究機関 企業 住民(親子) 学校 **NPO** 地方公共団体 健やか親子21推進協議会 モニタリングの構築 国(厚生労働省、文部科学省等)

「健やか親子21(第2次)」(2015~2024年)の中間評価について

※歯科に関係する内容を抜粋

指標	ベース ライン	直近値	中間評価 (5年後)目標	最終評価 (10年後)目標	評価
むし歯のない3歳児の割合	81.0% (平成24年度)	85.6% (平成29年度)	85.0%	90.0%	目標を達成した
子どものかかりつけ歯科医師を持つ親の割合	40.9% (平成26年度)	48.8% (平成30年度)	45.0%	55.0%	目標に達して いないが改善した
仕上げ磨きをする親の割合	69.6% (平成26年度)	73.1% (平成29年度)	75.0%	80.0%	目標に達していないが改善した
歯肉に炎症がある十代の割合	25.5 % (平成23年)	26.3 % (平成28年)	22.9%	20.0%	変わらない

全体の目標達成状況等の評価 ~52指標のうち、65%が改善~

成育基本法(略称)について

公布日: 平成30年12月14日

名称

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成30年法律第104号)

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の<u>責務等を明らかにし</u>、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

- 〇 定義
- 基本理念
- 国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務
- 関係者相互の連携及び協力
- 法制 トの措置等
- 施策の実施の状況の公表
- 成育医療等基本方針の策定(閣議決定・公表・最低6年ごとの見直し)と評価
- 基本的施策:

成育過程にある者・妊産婦に対する医療/成育過程にある者等に対する保健/教育及び普及啓発/記録の収集 等に関する体制の整備等/調査研究

○ 成育医療等協議会の設置

施行日

公布から一年以内の政令で定める日

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針 概要

令和3年2月9日閣議決定

基本的方向

成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その需要に適確に対応し、子どもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育過程にある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進する。

成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

※歯科に関係する内容を抜粋

- (1) 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療
- ▶周産期医療等の体制:
 - 妊産婦におけるホルモンバランス・嗜好の変化等によりう蝕・歯周病が進行しやすく口腔清掃がより重要
 - 乳幼児におけるう蝕の予防、歯肉炎予防、口腔機能の観点からの対策が重要
- (2) 成育過程にある者等に対する保健
- ▶妊産婦等への保健施策:
 - 両親学級等を通じた口腔の健康の保持・増進を図ることの重要性、う蝕や歯周病の治療に関するかかりつけ歯科医への 早めの相談について普及啓発
 - 歯科と産婦人科の情報共有を行い、市町村における妊産婦に対する歯科健康診査を推進
- ▶乳幼児期における保健施策:

哺乳、離乳食、普通食へと成長とともに変化する食形態に合わせた、咀嚼と嚥下機能の発育のための口腔機能の向上

▶学童期及び思春期における保健施策:

しっかりと噛んで食べることができるよう、健全な口腔機能の保持・増進

▶子育てや子どもを持つ家庭への支援:

児童虐待防止対策に関する医師、歯科医師等への研修の実施

- (3)教育及び普及啓発
- (4) 記録の収集等に関する体制等
- (5)調査研究
- (6) 災害時等における支援体制の整備
- (7) 成育医療等の提供に関する推進体制等

その他の成育医療等の提供に関する施策の推進に関する事項

▶国・地方公共団体は、施策の進捗状況や実施体制等を客観的に評価し、必要な見直しにつなげる P D C A サイクル に基づく取組の適切な実施 等

切成 れ目なく提供するため育過程にある者等に対 の施策を総合的に推進し必要な成育医療等を

成育基本法と健やか親子21の関係

成育基本法 平成30年12月成立

定義

基本理念

国、地方公共団体、保護者、 医療関係者等の責務 関係者相互の連携及び協力

法制上の措置等

施策の実施の状況の公表

成育医療等基本方針の策定 (閣議決定・公表・最低6年ごと の見直し)と評価

成育医療等協議会の設置

基本的施策

健やか親子21 平成26年局長通知



子どもと妊産婦に対する保健

- ・健康の保持・増進
- ・社会からの孤立の防止、不安の緩和
- ・虐待の予防、早期発見
- ・健康診査、健康診断の適切な実施
- ・心身の健康に関する相談体制の整備 など

国民への教育・普及啓発

・子どもの心身の健康、妊娠、出産、育児、 子どもとの愛着の形成等に関する教育と普及 啓発 など

子どもと妊産婦に対する医療

- ・ 医療提供体制の整備
- ・救急医療の充実 など

子どもの健康に関する記録の収集

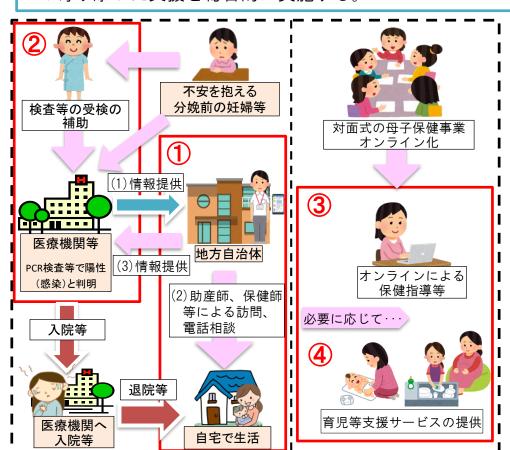
- ・予防接種、乳幼児健康診査、学校健診の記録の収集と 管理、活用
- ・子どもの死因に関する情報の収集、管理、活用 など

調査研究

・妊娠、出産、育児、子どもの心身の健康 に関する調査、研究など

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦·乳幼児への総合的な支援 ー新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業ー

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にある。
- とりわけ、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられることなど、メンタルヘルス上の影響が懸念される。また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱える妊婦も存在。
- このため、以下の事業に対する補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。



【事業内容】

①ウイルスに感染した妊産婦への支援

【実施主体:都道府県等 負担割合:国1/2】 新型コロナウイルスに<u>感染した妊産婦</u>等に対し、退 院後、助産師、保健師等が、<u>電話や訪問などで寄り</u> 添った支援を実施

②不安を抱える妊婦への分娩前の検査

【実施主体: 都道府県等 負担割合: 国1/2】 不安を抱え、基礎疾患を有する妊婦に対する分娩前 の新型コロナウイルス検査の費用を補助

③オンラインによる保健指導等

【実施主体:市町村 負担割合:国1/2、市区町村1/2】 <u>オンラインによる保健指導等を実施</u>するための設備 及び職員の費用を補助

④育児等支援サービスの提供

【実施主体:市町村 負担割合:国1/2、市区町村1/2】 里帰り出産が困難な妊産婦に、<u>育児等支援サービス</u> を提供する

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 一幼児健康診査個別実施支援事業一

事業内容

○ 新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を 避けるために、幼児健康診査を集団健診から医療機関における個別健診へ切り替えた 場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

■実施主体 : 市区町村

■補助率(案) :国1/2、市区町村 1/2

■補助単価(案):医科5,930円/1人、歯科3,510円/1人

1歳6か月児健診

〇 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- (7) 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ① その他の疾病及び異常の有無

3歳児健診

〇 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 眼の疾病及び異常の有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑪ 言語障害の有無
- ① 予防接種の実施状況
- ① 育児上問題となる事項
- ③ その他の疾病及び異常の有無

※令和2年度第三次補正予算事業 としては、左記法定健診のみを対 象とする。



